

水俣病訴訟派の運動費

市負担好ましくない

厚生省公害部長が見解

淵上水俣市公害対策特別委員長、田中同副委員長、斎所同市議会議長、村上同副議長、緒方水俣市総務課長は二十八日午後、厚生省で城戸公害部長と会い「水俣病患者の訴訟派が市当局に訴訟の運動費用など二百万円を貸してほしいと要望しているが、どう措置したらよいか」と厚生省の見解を求めた。

これに対し城戸公害部長は「訴訟費用を地方公共団体が負担した前例はなく、好ましいことではない」と説明、淵上委員長らはこれを了承した。

これは水俣病被害者のうち、いわゆる調停派には斎藤厚相の委嘱した水俣病補償処理委員会（千種達夫座長）の費用を国、水俣市が負担することになっているところから、訴訟派が訴訟に関する費用も当然、国または市当局がめんどろをみるべきであると訴訟運動資金の貸与を市当局に要望していた。

城戸公害部長は地元側の申し出に対し「訴訟費用は民事訴訟法に定めで、生活困窮者に対し、国の救済措置として印紙代を免除することになっている。水俣病患者の訴訟派の印紙代三百十五万円はすでに免除している。調停費用は水俣市、国が負担することになって

いるが、訴訟費用を地方公共団体が負担する前例はなく好ましいことではない」と述べた。

また淵上委員長が進行中の調停と裁判との関連を質問したのに対し、同部長は「水俣病補償処理委員会の調停は訴訟派の裁判とは関係なく独自の調停をする。もし調停に不服の人は訴訟を起してもこれを拘束することは出来ない。同委員会としては調停の結論が出る前に、二回目の現地調査をする意向をもっている」と答えた。